

令和 6年 3月 29日

姫路市長 清 元 秀 泰

ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定める。

## ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付要綱

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 奨学金返還補助金（第3条―第10条）

第3章 ライフイベント補助金（第11条―第16条）

第4章 雑則（第17条―第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、本市の未来を支える若者の定着や回帰を促し、地域産業を支える高度人材や優れた人材を確保するために交付するひめじ創生奨学金返還支援補助金（以下「奨学金返還補助金」という。）及びひめじ創生ライフイベント補助金（以下「ライフイベント補助金」という。）（以下これらを総称して「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（専門職大学、専門職短期大学及び短期大学を含む。）、大学院（専門職大学院を含む。）、高等専門学校（4年次以上に限る。）及び専修学校（専門士又は高度専門士の称号が付与されるものに限る。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が貸

与する第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。

- (3) 播磨圏域連携中枢都市圏 姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町の区域をいう。
- (4) 対象企業 播磨圏域連携中枢都市圏内に本店のある企業であって、主として次に掲げる事業を行う法人をいう。
  - ア 農業、林業又は水産業（以下「第一次産業」という。）
  - イ 日本標準産業分類の大分類が建設業、製造業及び医療、福祉である事業
  - ウ 日本標準産業分類の中分類が情報サービス業である事業
  - エ 幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園
- (5) 就業 対象企業に正社員として就職し、又は播磨圏域連携中枢都市圏において主として第一次産業に従事することをいう。
- (6) 卒業見込者 第5条の規定による申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）に大学等を卒業し、又は修了する見込みである者をいう。
- (7) 既卒者 大学等を卒業し、又は修了した者をいう。

## 第2章 奨学金返還補助金

（奨学金返還補助金の対象者）

第3条 奨学金返還補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員をいう。）を除く。

- (1) 奨学金の貸与を受け、返還義務があること。
- (2) 卒業見込者又は既卒者であること。
- (3) 申請年度の4月1日（以下「申請基準日」という。）において、35歳以下であること。
- (4) 現に就業をし、又は就業をする予定であること。
- (5) 奨学金及び本市の市税の滞納がないこと。
- (6) 本要綱に基づく奨学金返還補助金の交付を受けたことがないこと。

(7) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していないこと。

(8) 申請基準日前5年間において、姫路市を除く播磨圏域連携中枢都市圏内に住所を有したことがないこと。

(奨学金返還補助金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、就業をした日（以下「就業開始日」という。）時点の奨学金の返還残額の2分の1に相当する額の範囲内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を奨学金返還補助金として交付するものとする。

2 奨学金返還補助金の交付額は、100万円を上限とする。ただし、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ50万円を上限額に加算する。

(1) 申請基準日までの間に継続して3年以上市内に住所を有していた場合

(2) 大学院の課程を修了し、修士若しくは博士の学位を授与された者又は専門職大学院の課程を修了し、専門職学位を授与された場合

(奨学金返還補助金の交付申請)

第5条 奨学金返還補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期日までに、ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を付して市長に申請しなければならない。

(1) 奨学金の貸与状況を証する書類

(2) 在学証明書又は卒業証明書若しくは修了証明書

(3) 学業成績証明書

(4) 住民票の写し

(5) 現に雇用され、又は雇用される予定である者にあつては、就業（予定）証明書（様式第2号）

(6) 自己PR書（様式第3号）

(7) その他市長が必要と認める書類

(奨学金返還補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、速やかにひめじ創生奨学金返還支援補助金交付可否決定

通知書（様式第4号）により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

2 市長は、交付の可否を決定するに当たり、選考のために必要があると認める場合には、ひめじ創生奨学金返還補助金選考会（以下「選考会」という。）を置くことができる。

3 選考会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（奨学金返還補助金の交付）

第7条 奨学金返還補助金は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請年度の翌年度の4月1日（以下「交付基準日」という。ただし、申請年度の翌年度の4月1日から同年の10月1日までの間に市内に住所を有し、かつ、就業を開始した場合にあっては、その日を交付基準日とする。）以後に3年以上市内に住所を有し、かつ、通算3年以上就業（対象企業に就職した者にあっては、播磨圏域連携中枢都市圏内にある事業所等に勤務するものに限る。次項第2号において同じ。）をした後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、奨学金返還補助金の交付を受けることができない。

(1) 交付決定者が、申請年度の翌年度の4月1日から同年10月1日までの間に市内に住所を有さず、又は就業を開始しない場合

(2) 就業をしない期間が通算して12月を超えた場合

（辞退、変更等の届出）

第8条 交付決定者は、交付基準日から奨学金返還補助金を交付されるまでの間において、次のいずれかに該当することとなったときは、ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付決定者内容変更（辞退）届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 交付決定を辞退しようとするとき。

(2) 補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 交付基準日から10月1日までの間に市内に住所を有さず、又は就業を開始しなかったとき。

(4) 申請年度の末日までに大学等を卒業せず、又は修了しなかったとき。

- (5) 就業をした後に、姫路市外に転出をしたとき。
- (6) 転勤による播磨圏域連携中枢都市圏外での就業の期間が通算して12月を超えたとき。
- (7) 就業をしなくなったとき。

(奨学金返還補助金の請求)

第9条 交付決定者は、市長が別に定める期日までに、ひめじ創生奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第6号)及びひめじ創生奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付可否決定通知書(様式第4号)の写し
- (2) 交付基準日以後の住所が確認できる住民票及び住民票除票の写し(過去3月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 本市の市税の納税証明書(滞納がないことが分かるもの)
- (4) 奨学金の返還状況を証する書類
- (5) 在職証明書(雇用されている者に限る。)
- (6) 確定申告書の写し(雇用されていない者に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(奨学金返還補助金の支払)

第10条 市長は、前条に規定する書類の提出があり、相当と認めるときは、速やかに、奨学金返還補助金を交付決定者に支払うものとする。ただし、JASSOが交付決定者から奨学金返還補助金を代理受領する権限を委任されているときは、JASSOに支払うものとする。

### 第3章 ライフイベント補助金

(ライフイベント補助金の対象者)

第11条 ライフイベント補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 奨学金返還補助金の支払を受けていること。
- (2) 第5条の規定による申請を行った日から、交付基準日(交付基準日から同年の10月1日までの間に市内に住所を有し、かつ、就業を開始した場合にあっては、

その日) から起算して6年を経過する日までの間に次のいずれかに該当する者であること。

ア 婚姻（姫路市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年3月30日制定）に基づくパートナーシップの宣誓を含む。以下同じ。）が成立した者

イ 出産した者又は配偶者が出産した者

(3) 奨学金返還補助金の支払を受けた日から継続して市内に住所を有すること。

(4) 奨学金及び本市の市税の滞納がないこと。

（ライフイベント補助金の額）

第12条 市長は、予算の範囲内において次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額のライフイベント補助金を交付するものとする。ただし、奨学金返還補助金及びライフイベント補助金の総額は、就業開始日時点の奨学金の返還残額を超えないものとする。

(1) 前条第2号アの場合 10万円（1回に限る。）

(2) 前条第2号イの場合 出生した子1人につき10万円

（ライフイベント補助金の交付申請）

第13条 ライフイベント補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、ひめじ創生ライフイベント補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を付して市長に申請しなければならない。

(1) ひめじ創生ライフイベント補助金交付可否決定通知書の写し

(2) 住民票の写し

(3) 前条第1号に掲げる場合にあつては、婚姻届の写しその他の婚姻が成立したことが分かる書類

(4) 前条第2号に掲げる場合にあつては、出生届の写しその他の子が出生したことが分かる書類

(5) 本市の市税の納税証明書（滞納がないことが分かるもの）

(6) 奨学金の返還状況を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(ライフイベント補助金の交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、速やかにひめじ創生ライフイベント補助金交付可否決定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(ライフイベント補助金の請求)

第15条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、ひめじ創生ライフイベント補助金交付請求書(様式第10号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(ライフイベント補助金の支払)

第16条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかに、ライフイベント補助金を交付決定者に支払うものとする。

#### 第4章 雑則

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)又はひめじ創生ライフイベント補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

- (1) 第8条各号に掲げる事由に該当したことによる届出があったとき。ただし、対象企業の都合により離職したときを除く。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに交付決定を取り消された者に対し、ひめじ創生奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第13号)又はひめじ創生ライフイベント補助金返還命令書(様式第14号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。